

令和元年11月定例会 経済委員会（付託）

令和元年12月10日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

元木委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和2年度に向けた農林水産部の施策の基本方針について（資料1）
- 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の改定（最終案）について
（資料2，3）
- 「徳島 木のおもちや美術館（仮称）」基本構想の骨子について（資料4）
- 畜産関係手数料の過大徴収について

手塚農林水産部長

この際、4点、御報告させていただきます。

1点目は、令和2年度に向けた農林水産部の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

本県の農林水産業、農山漁村は、人口減少、少子高齢化による担い手不足、TPP11や日EU・EPA、更には来年1月に発効される日米貿易協定など、経済グローバル化の進展による競争の激化、異常気象や高まる自然災害リスクへの対応など、様々な課題に直面しております。

このような中、もうかる農林水産業の実現を目指すべき将来像に掲げ、本県にしかない強みを生かし、創意工夫を凝らした徳島ならではの施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、以下、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の流れに沿って、御説明いたします。

まず、I、人を「育む」でございます。

次代を担う人材の育成・確保に向け、とくしま農林水産未来人材スクールを核に、農林水産業の魅力や充実した研修内容等の効果的な情報発信から、就業、定着までの総合支援を展開するとともに、農業大学校及びかんきつ・林業・漁業アカデミーにおける人材育成機能の充実・強化を図り、スマート農林水産業や6次産業化などに取り組む実践力の高い人材を育成してまいります。

また、多様な担い手の確保に向け、障がい者の社会参画と経営体の労働力確保につながる農福連携を推進するとともに、女性やアクティブシニアの方など多様な人材の活躍を促

進してまいります。

次に、Ⅱ、生産を「増やす」でございます。

産学官連携によるオープンイノベーションを加速し、IoT・AI・5Gなど最先端技術を活用した研究開発と現場実装を進め、スマート農林水産業を実現してまいります。

また、本県の強みを生かした産地づくりに向け、地域商社阿波ふうどによる市場や消費者ニーズに応じたマーケットイン型の産地育成や本県を代表する品目をはじめ、とくしまエシカル農産物や伝統の藍の生産拡大に取り組むとともに、海藻類などの陸上養殖技術の開発を推進してまいります。

さらに、発生させない・持ち込ませない家畜防疫対策の強化に取り組むこととし、国内外で感染が拡大するCSF、豚コレラやASF、アフリカ豚コレラ、また高病原性鳥インフルエンザなど越境性動物疾病の予防、まん延防止を図ってまいります。

次に、Ⅲ、マーケットを「拓く」でございます。

進化する徳島ブランドの展開に向け、オリンピック・パラリンピックイヤーとなる好機を生かし、地域商社阿波ふうどを核とした戦略的な取組により、とくしまブランドの首都圏展開を図るとともに、航空貨物や混載便など新たな物流の定着と拡大による新鮮食材の供給拡大に取り組んでまいります。

また、輸出促進によるグローバル展開として、東南アジアにおいて、なると金時をはじめ本県が誇る食材の業務用需要の獲得支援や国際認証GIを生かした、とくしま三大香酸かんきつの更なる販路拡大を図るとともに、畜産GAPを要件とした、とくしま三ツ星ビーフの生産・流通体制を強化してまいります。

次に、Ⅳ、生産を「支える」^{じん}でございます。

大規模災害に備える県土強靱化に向け山地防災力を強化するため、山地災害危険地区における治山対策や風倒木など危険木対策を進めるとともに、被災後の復旧・復興の迅速化に資する地籍調査にしっかりと取り組むなど、防災・減災対策を推進してまいります。

また、とくしまブランドを支える基盤整備として、農産物の品質向上を図る農業水利施設の整備や農地中間管理機構と連携した基盤整備による担い手への農地集積の加速化を図ってまいります。

最後に、Ⅴ、地域を「守る」でございます。

気候変動対策として、温暖化適応技術の開発・実装と新たな養殖魚をはじめとした新品种・品目に挑戦してまいります。

また、野生鳥獣による被害の軽減と阿波地美栄の消費拡大に向け、捕獲活動の強化や若手ハンター育成による体制整備と鳥獣の捕獲、処理、加工から流通、消費、PRまでの一貫した取組による阿波地美栄の品質確保と安定供給を推進してまいります。

さらに、農山漁村地域の魅力創出・交流促進に向け、棚田をはじめ、農山漁村の歴史的景観、文化、伝統食材、伝承活動等の保全・活用による地域の活性化を図ってまいります。

以上、農林水産部における来年度の施策の基本方針について、御説明させていただきました。

農林水産部といたしましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックはもとより2025大阪・関西万博を見据え、地域特性に応じたきめ細やかな施策を展開することによ

り、もうかる農林水産業の実現に取り組んでまいります。

2点目は、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の改定（最終案）についてでございます。

資料2を御覧ください。

当計画の改定につきましては、事前委員会において案をお示しし、パブリックコメントでの県民の皆様からの御意見を踏まえ、最終案を取りまとめたものでございます。

2、パブリックコメントの結果と反映状況を御覧ください。

（1）実施結果でございますが、11月15日から12月4日まで募集し、55件の御意見を頂きました。

（2）反映状況でございますが、基本戦略Ⅱ、生産を「増やす」におきまして、3、畜産業の振興に、和牛遺伝資源の保護及び流通管理の適正化に向けた取組推進を、6、オープンイノベーションの加速に、IoT、ビッグデータ、AI、5Gを活用するスマート技術や新品種等の開発推進を、基本戦略Ⅳ、生産を「支える」におきまして、5、自然災害等への対応に、被災時の減収や資金需要に備えた共済制度等への加入促進と金融機関との連携を、基本戦略Ⅴ、地域を「守る」におきまして、2、移住・定住に向けた都市農村交流の促進に、農林水産業の魅力体験ツアー等を通じた本県への就業や定住促進を追加したところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今定例会での御論議を経て、年内に改定・公表を行いたいと考えております。

なお、詳細につきましては、資料3を御覧いただければと存じます。

3点目は、「徳島 木のおもちゃ美術館（仮称）」基本構想の骨子についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

本県の豊かな森林資源を未来へ継承するため、新たな木育の拠点施設として、令和3年度末にオープンを目指す「徳島 木のおもちゃ美術館（仮称）」につきましては、現在、基本構想の策定を進めているところでありますが、徳島ならではの施設とするため、木材産業はもとより子育て、教育など、様々な分野の方で構成する専門タスクフォースにおいて検討していただいております。

そのような中、去る11月29日、中間取りまとめの意見書が提出され、これを踏まえまして骨子として取りまとめましたので御報告させていただきます。

まず、基本コンセプトとしましては、お示ししました①から⑤の五つの空間を融合させ、赤ちゃんから高齢者まで県内外から多くの方々が集い、木がもたらす文化や知恵を学び、遊び、体験でき、そのにぎわいと徳島の魅力を全世界へ発信する木のおもちゃ美術館として、整備してまいりたいと考えております。

次に、施設の内容や機能につきましては、ハード面では、徳島すぎをはじめ県産材をふんだんに使用し、防災機能や5G、Wi-Fi環境を装備するとともに、ソフト面では、VRや3D画像による林業体験、県内外の木育関連施設と連携した企画・展示などを展開してまいります。

さらに、整備場所といたしましては、県有の既存ストックの有効活用を基本としまして、津波に対する安全・安心の確保、交通アクセスなどの観点から、令和3年に開園20周

年を迎えます、あすたむらんど徳島四季彩館に設置することといたしました。

今後、議会での御論議を踏まえ、基本構想を今年度末までに取りまとめてまいりたいと考えております。

4点目は、畜産関係手数料の過大徴収についてでございます。

資料はございません。

既に報道もなされたところでございますが、本年10月1日からの消費税増税額等を反映し、改正した使用料・手数料につきまして、本来必要な告示を行わないまま11月22日までの間、手数料を過大に徴収してしまったものでございます。

事案判明後、速やかに対象となる82経営体の方々に対しまして、経緯の説明と謝罪を終え、年内を目途に、過大に徴収しました合計3万990円を返還するため作業を進めているところでございます。

今後、このような事案を起こさないよう農林水産部といたしまして、事務事業の進捗管理、またチェック体制の強化など組織的な対応を一層徹底してまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

寺井委員

今、基本方針の説明の中にありましたけれども、気候変動対策の中で新しい品種に向けて挑戦するという含めて、水稻のことについてお聞きしたいと思います。

昨年、徳島県の特A米が生まれたわけでございますが、お米の新しい品種と申しますか、その中であきさかりが非常に人気が出てきて種が足りないというような話もあったわけでございますけれども、それについてお聞きをしたいわけでございます。

今年は大雨とか台風等々、天候も非常に悪かった中で、作況指数も、確か最初はやや良で101ほどであったような気がするわけでございますけれども、途中から最終的に災害があった中で全国の平均も変わってきたようでございますけれども、今年の徳島県におけるあきさかりの作柄状況及び作付状況についてお聞きしたいと思います。

山本経営推進課長

ただいま寺井委員から、作付け拡大をしておりますあきさかりの作柄とか作付状況について御質問を頂きました。

水稻の全国的な作柄については、10月31日公表分でございますが、北海道や東北、北陸では平年以上になりましたが、関東や四国、九州では低温や日照不足、また8月に襲来した台風の影響などから平年を下回る状況となりました。本県につきましては、7月上旬と8月中下旬の日照不足に加えまして、先ほど申し上げました8月15日に襲来いたしました台風の影響もあり、作況指数はやや不良の98となる見込みでございます。

また、作付け推進をしてございますあきさかりの状況につきましては、昨年980ヘクタールの作付けでございましたが、令和元年産は、現時点の推計値でございますが、1,740ヘクタールとなっております。作柄については、日照不足とか台風を避けるため早刈りが行われたというようなこともありまして、青米などが増えまして、一等米比率は昨年の43パーセントから6ポイント下回る37パーセントというような成績になってございます。

寺井委員

あきさかりが皆さん方の待望品種ということで、非常に多くの方が作られるようになったということで、作付けも倍になったというふうな話でございます。いいことだというように感じておるところでございます。

例えば、徳島は早場米があるわけでございますけれども、その上にコシヒカリがあつて、あきさかりは確か中生^{なかて}の品種ではないのですか。中生^{なかて}の品種であれば、九州の宮崎県なんかは早期米の品種を多用しているという話を聞くのですけれども、防災ではないのだけれども、台風の来襲が8月の後半から9月に入って、ちょうど中生^{なかて}品種の刈取り等々に大きな影響を与えております。

確か二、三年前には、徳島県として稲の品種改良というのをやられるようになったと思うのですけれども、早期米対策として新しい品種等々については既に計画中なのでしょうか、お聞きしたいのですけれども。

山本経営推進課長

ただいま寺井委員から、早期米の品種の改良等の取組について御質問を頂きました。

本県の早期米の主要な品種はコシヒカリでございます。コシヒカリにつきましては、高温障害によりまして白未熟粒というのが発生したり、カメムシという害虫によりまして着色粒が多くなるということで一等米比率が下がっております。

カメムシにつきましては、防除で被害を一定数量抑えることができますが、高温障害の白未熟粒というのは天候の影響を非常に受けやすいということで、なかなか対応策が困難でございます。

このため農林水産総合技術支援センターでは、コシヒカリと同様の作期で、高温耐性があり、同等の食味を持つ、新しい品種の導入を検討しているところでございます。今から約2年前の平成29年からセンター内の栽培試験とか、あるいは現地実証で早期米に適していると判断した品種を二つ選定いたしまして、県南とか県央で実地検証を行うなど、導入に向けて準備を進めているところでございます。

売れる米作りということで、作りやすく、高温障害も出にくく、食味もいいというようなものを、是非現地のほうに導入できたらと考えております。

寺井委員

早い段階で新品種に取り組んでいらっしゃるということですし、既に試作をするというお話ですので、いいことだと思っております。

今回、アメリカとの経済交渉の中に、今のところ米は入っていないと言われております

けれども、農業新聞などを見ておりますと、来年の新年早々ぐらいにはそういう話も出てくるのではないかということも言われておりました、安い米がいっぱい入ってくると本当に品種改良どころではなく、米を作るという業界がなくなっていくのかなという気さえして、心配するわけでございます。

早い段階に新しい品種で徳島県の農家の人たちが取り組めるような業界を作っていたきたいし、スピード感を持って取り組んでいただきたいと、そんなふうに思っておりますので、是非、力を入れてやっていただければと思っております。どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

もう1点お聞きしたいわけでございますけれども、御存じのとおり、地球の温度が約1.5度ぐらい上がっていくのではないかという話があります。その中で、既存の農業の経営を皆さんやっていらっしゃるわけでございますけれども、新しい人たちに新しい感覚で農業に取り組んでもらいたいというようなこともあるわけでございます。

九州から関東のほうまで、温暖化の中で新しくいろいろな品目を取り入れるような動きがあるのかなと思うわけでございますけれども、徳島県でも既に岩佐議員のところではパイナップルを作っているとか、いろいろな話もあるわけございまして、熱帯果樹をこれからどのように徳島県として取り組んでいくのか、もしも取組が始まっているのなら、その内容をお聞かせ願いたいと思えます。

山本経営推進課長

ただいま寺井委員から、地球が温暖化しているというところで研究を進めている熱帯果樹の状況について御質問を頂きました。

徳島県では、地球温暖化に起因すると言われております猛暑とか秋冬期の高温多雨の増加によって、いろんな農作物で生育不良とか品質低下、生産の影響が深刻化しております。こういう傾向が今後も続くだろうというようなことが懸念されるところであります。

いろんな品種につきましては、できるだけ影響が少ない、先ほど申し上げました水稻につきましてもあきさかりとって高温耐性を持つ水稻の導入を推進するとともに、コシヒカリに代わる高温耐性を持った品種の導入について研究を進めているところでございます。

今、寺井委員からありましたように、温暖化が進むというところのメリットを生かして、これまでは徳島県ではなかなか作ることが難しかった熱帯性の果樹を何とか低コストで県内で作れないかというところで、平成30年度に石井町の農林水産総合技術支援センターに熱帯果樹栽培研究施設を整備いたしまして、食味が優れていて、市場性もあって有望な熱帯果樹、パイナップル、マンゴー、パッションフルーツ、ライチ、アボカドの5品目について、現在、苗をポットでございまして導入いたしまして、研究に着手をしているところでございます。

熱帯果樹は、低温に当たると障害が起こる、生育が遅延するというところが当然予想されますが、暖房を入れてコストを掛ければ作ることにはできるということですが、いかに低コストで作れるか、そのマニュアルや品目といったところを研究、選定していきたいということをお考えしております。

現在、石井町の施設では、耐寒性とか品種特性などの栽培適性の確認、経営安定のため

の省エネ・低コストの栽培技術の開発、さらには、そもそも市場性がなければ幾ら作っても販売につながらないということもありますので、消費者とか実需者のニーズをはじめとした市場調査，そういったところに取り組んでいるところでございます。また，露地栽培における栽培試験といたしまして，アボカドについて品種ごとの耐寒性を把握したり，根域制限栽培による低樹高化などの可能性を，今後検討していきたいと考えております。

今後とも関係機関，団体とも連携いたしまして，気候変動にも打ち勝つあるいは利用して，新たな産地・品目が生まれるよう，その技術開発と生産現場への実装を進めていきたいと考えております。

寺井委員

既に5品目に取り組んでいらっしゃるというようなことが報告されたわけでございます。

今までの既存の農業だけでは魅力がないと言いますか，新しい若い人たちがなかなか農業，第一次産業に取り組んでくれないという部分があるわけでございますけれども，熱帯果樹等々，真新しい世界については興味を持っている人もたくさんいるのではないかと思います。

岡山県などでは，これも昔からあるバナナを樹上と言いますか，木に成ったまま完熟にして，皮ごと食べて1本が600円とかいうような形で，既にマーケットなどにも出ているそうでございますけれども，そんなことにも一般の人が目に付けているということは，そういう時代が来るのかなというふうにも感じるわけでございます。

今のところは5品目でございますけれども，若い人たちが取り組んでいける産業を支援することを一つしっかりとやっていただいて，是非，新しい農業の世界を切り開いていただきたいとそんなふうにも思っております。今後ともしっかりとバックアップをしていただければと思いますので，どうぞよろしくお願いをいたします。

岡本委員

先般，徳島県議会林業木材業振興議員連盟の杉本会長が提案をして，皆さんに御理解を頂いて，閉会日に意見書を出させていただきたいというお願いをしているわけですが，今朝ひょっと思ったのですが，国に意見書を出すのですけれど，今，県はどのような対応をしてくれているのか聞いておかないといけないという話であります。

三つの柱でいこうと思っているのですが，まとめて言います。

災害がいっぱい発生しているから緑の国土強^{じん}韌化への対応について，今，県はどのように対応しているのかが1点。

林業成長産業化についての施策を国にもお願いするのですが，県はどのように取り組んでいるのか。これは皆さんにお世話になるので，きちんと説明をしていただいたほうがいいかなと思っています。

もう一つは，今年からですが，森林吸収源対策という環境税の問題等々について着実に推進するために，本当に大変だと思うのですが，今，県はどのようにやっているのか。

この3点，みんな答弁が違うかも分かりませんが，簡単に結構です。

朝倉森林整備課長

甚大な災害発生を踏まえ、^{じん}緑の国土強靱化への取組についてでございます。

近年の激甚化する集中豪雨や地震等による山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災対策といたしまして、山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区におきましては、緊急的・重点的な予防対策として治山ダム等による施設整備、適切な手入れが行われずに機能が低下した保安林におきましては、土砂流失の抑制や保水力の高い森林を維持していくための本数調整伐等の森林整備を実施いたしております。

今後とも、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備など山地防災力の強化に向けた総合的な治山対策により、中山間地域の安全・安心の確保を図る^{じん}緑の国土強靱化を推進してまいります。

尾形新次元プロジェクト推進室長

林業成長産業化の実現に向けた施策の推進についてということでございます。

本県では、林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理を目指しまして、平成17年度から林業プロジェクトを開始いたしまして、川上から川下まで一体となった施策を実施してまいりました。

こうした成果を踏まえ、今後、更なる林業・木材産業の振興を図るため、10年後の戦略目標とその実現に向けた4年間の行動計画を定め、スマート林業プロジェクトを去る7月末に策定したところでございます。

これまでの取組を検証し、今後対応すべき課題といたしまして、川上では担い手不足に対応する作業の効率化や低コスト化、川中では大径材を生かした製品の開発普及、県産材製品の高品質化、また、川下ではより広い県産材の利用拡大を進めるべきなどが挙げられるところでございます。

スマート林業プロジェクトにおきましては、これらの課題に対応するために急速に進展いたします先進技術を取り入れるなど、労働者が安全で安心して就労され、効率的で労働意欲の湧くような林業・木材産業へと取組を展開してまいりたいと考えておりまして、10年後の県産材の生産量を70万立方メートルまで拡大し、新規林業就業者数も800人まで増加させることを目標に取組を強化することといたしております。

今後、スマート林業プロジェクトを推進することによりまして、山村で多くの若者が林業に従事し、地域での若者の定住が促進されるなど、雇用の確保や地域経済が循環し、発展することを目指しまして、地方創生のモデルとなるような取組を進めてまいりたいと考えております。

駒留林業戦略課長

森林吸収源対策の着実な推進について、県はどのように取り組んでいるのかといった御質問でございます。

森林吸収源対策を進める上で、新たな財源といたしまして森林環境税及び森林環境譲与税が温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、本年4月に法律として施行されております。

この森林環境税は、令和6年度から国税とし、一人当たり1,000円が課税されるこ

ととなっておりますが、森林林業の現場で抱える諸課題、担い手の確保でありますとか手入れの遅れた森林の整備など、その課題に早期に対応するため、森林環境譲与税が特別会計から借り入れる仕組みによりまして、令和元年度から市町村及び県に配分されております。ちなみに今年9月30日に第1回目の配分がございまして、3月に残りの配分がなされるというふうにお聞きしております。

総額でございすけれども、今年度につきましては、徳島県それから市町村におきましては、約3億9,000万円が配分されることとなっております。そのうち、徳島県につきましては約7,900万円、市町村に対しましては3億1,500万円というふうな配分と聞いております。

なお、税の使途につきましては、市町村は当然ながら森林整備などの間伐、人材の育成、木材利用の促進、県につきましては市町村が行います施策の支援、それから担い手の育成確保などに関する費用に活用することとなっております。基本的に使途を公表することが義務付けされております。

県では、税の創設と合わせまして、市町村が譲与税を活用して新たな森林管理システムを円滑にスタートできますよう、昨年5月に県内全市町村それから林業の関係団体で構成いたしますとくしま森林経営管理協議会を設置いたしまして、税の使途でありますとか制度の運用、役割の分担などにつきまして検討するとともに、市町村が森林所有者への意向調査を実施いたします抽出作業などについての支援も行っているところでございます。

今後とも県、市町村が連携いたしまして、森林林業に関する様々な施策に取り組んでまいろうと考えております。

岡本委員

ありがとうございました。あえて3点に絞って意見書を出すようにしています。国の補正予算等々が13兆円とかいっぱい言われている中で、これを補正予算プラス当初予算に向けてという感じをお願いをしようとしています。

三つ全部を言うと時間がないので、最後の森林環境税というのは田舎の町村、例えば上勝町だったら、最終は町民税より多くなるのです。変な話だけど、それだけ人がいない、山の税金が多いということ。那賀町もそうです。

そんな中で、森林環境税の趣旨が都市部の人にも出していただいて森を守るということだから、今、駒留課長に丁寧に説明していただいたのだけれど、まだまだ浸透していません。山の人には喜んでいて、よく分かっている。ただ、実際に徳島市の人と同じように出していただく、それが大事です。スマート林業も同じで、これもすごくいいことなのですが、関係している人は関心があるけれども、そうでもない人には何という感じなのです。そこは、山は皆が守らないといけないということで動いているから、更に県民にしっかりPRしてほしいとあえて申し上げたい。

最初のところの関連で、補正予算が今回あるでしょう。多分、去年もあつたし今回もあるのだけれど、何が違うか見ていると、分かりやすい話をしますと補正予算をいっぱい組んでくれたら、3月の当初予算でする箇所を先に持ってきて、そこをやるというのが従来のパターンです。それを悪いとは言わないのだけれども、そういう状況の中にあります。

今回のこの補正予算というのは、言葉は悪いけれど、多分どさくさでいけるのです。今

までできてないようなところをあえて押し込むチャンスなのだろうと私は思っています。国からどういう指示が来ているのか分かりませんが、その辺、答えられる範囲内で答えてくれたら希望が湧くのではないかなと、難しかったらいいのだけれども。

朝倉森林整備課長

岡本委員より、補正予算の箇所付けについて御質問を頂いております。

箇所付けにつきましては本来でございましたら、令和2年度予算の前倒しという形で箇所付けをさせていただきたいところがございますけれども、委員からの後押しもいただきましたので、これまで優先順位が低かったようなところも拾い上げまして、令和元年度補正予算の箇所付けとさせていただきたいと考えております。そしてまた、補正予算を積極的に活用するよう国のほうから指示も頂いておりますので、そうさせていただきます。

岡本委員

国から指示が来ているというのは非常に有り難いのですが、結構今までもそうなのです。今がいいチャンスです。だから、あえてその応援の意味も兼ねて、そうしたら我々も言いやすいですから、頑張ってください。

もう一つ、財政課には言っているのですが、今の予算は1年前に僕が代表質問で言った時のおりになっているのですけれど、去年と今年の何が違うかというと、ここが違う。

1年前に僕が質問した時は、知事選挙の前だったから、当初予算というのは100パーセントでいくと骨格予算にならないので、何が何でも100パーセントを切らないといけないという至上命令でした。そうであれば、補正予算のほうに先に取り込めばいいではないかと。それで、補正予算の額がどんと増えて、今年の当初予算は九十何パーセントできちんと抑えている。

でも、何でそんな話をしたかといったら、これだけ災害が発生しているのに、骨格予算だからといって落としたりいけないという話から始まって、今の予算はそのとおりになっています。次は違うのです。ここが難しいのだけれど、次は別に当初予算が100パーセントを超えてもいいし、そういう縛りはないわけです。

何が言いたいかといったら、補正予算はいっぱいくるけれど、この年の補正予算と当初予算の分け方というのはかつてないぐらい難しい、大変なことが起こっているはずなのです。この前の9月の代表質問の時にそういうことが起こると、財政課には言っている。ただ、9月の代表質問で言った時には、補正予算は3兆円ぐらいでした。昨日も商工労働観光部のほうで言ったのですけれど、東京ががたっと落ちているからどんときたでしょう。それで、何でもとは言わないけれど、うまくいけるかなと思っています。もう一回言うけれど、財政課にはそういう話はしてありますので、難しいことだけれど、補正予算と当初予算の分け方を上手にしてほしいのです。

何が言いたいかという、さっき答弁いただいたような感じで、今までできてない部分を補正予算に持って行って、普通にできる分は当初予算でいいのかなと。それを実行したら予算が組めない、縛りに入れたら今から作業ができないから、全部はできないけれど、そういう気持ちでいくとうまくいくんじゃないかなと、私は勝手に思っています。

だから、令和2年度にいく分を補正予算に持ってくるというのは当然ありだし、そうし

ないといけないのだけれど、プラスアルファ、さっき答弁いただいたことをしっかりやっていただいたら、皆が喜ぶのかなと勝手に思っています。

もう一回言います。額は変わりませんが、去年の補正予算、当初予算と今年も同じことが起こるけれど、県の事情は全く違うというのを分かっておいてください。多分、それが余り分かっていないから、あえて言っています。これは骨格予算ではないから、本当に全く違います。これだけ言えば分かりますね。財政課にも言っています。

要はそういう状況の中で、補正予算をしっかり取ってください。そうしたら財政は楽です。昨日もあえて言ったのです。そんなことを今言わないといけないので、しっかり頑張ってもらって努力してほしいなど。部長に決意をもらいたいものだけれど、何かあれば。

手塚農林水産部長

今、国のほうで補正予算が検討されているということで、岡本委員から当初予算で予定していた分だけを前倒しでやるというのではなく、今できていないものについても十分目を凝らしてやっていきなさいという応援の言葉を頂きました。

農林水産部といたしましても、今できていない分、急いでやらなければいけない分、それから当初予算で積む分、そのあたりの全体を見ながら、県内公共事業の必要な分が必要なものに進むよう予算を策定してまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただけますようよろしくお願いいたします。

黒崎委員

私からは、温暖化の話は寺井委員からしていただきましたのでもういたしません。

林業のほうも、今まで林業家の皆さんが、林業は大変だと言っていたのが、もしかしたら徳島の山が宝の山になるかも分からない、そんな時代も確かに近づいてきているなという感じがするのです。

この間、私用で東京に行っておきまして、国立競技場が見たいと思ひまして、行ったのです。そうしたら、あそこはコンクリートの建物に国産材を使っていて本当にいいなと思いました。人間の感性とはどんどん変わっていくもので、やはりああいう自然にもう一回回帰していくのかなと。日曜日ですから、ものすごい数の人が見に来られていまして、木材をうまく使った建物というのはすばらしいなと思いました。そういう意味で、私は素人でありますけれども、林業というものの底力というか、これから先の魅力のようなものを感じて帰ってきました。

そんな中で、この令和2年度に向けた農林水産部の施策の基本方針、全て大事なことでありまして、何がどうこうとは言いませんけれど、しっかりとフォローしていただきたいと思ひます。その中でも温暖化のことと林業のことというのは大変重要なことだと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

国の施策が決まらなければというところもあるのですけれども、日米貿易協定がほぼ決まりました。その前にTPP、これも実際に前に進めていくというふうなことであります。EUともEPAをやりました。この三つの協定がある中で農林水産業の話と云ったら、すごく大きい話になるのですけれども、その中でもいろんなことを言われています畜

産の話、徳島県も畜産県だと私は思っています。

細かいところまでは聞きませんが、畜産業が日米貿易協定で被る影響に対して、どう対策していくのかという部分、どう考えているのかというところぐらいまで聞かせていただければと思います。

鴻野畜産振興課長

先ほど、黒崎委員からのそれぞれの畜産業の対応についてというところでございます。

国におきましては、御承知のとおり、TPP11また日EU・EPAにより、輸入関税の引下げ・撤廃に伴う生産額の影響試算を公表しております。それと併せまして、国が示した算出方法に沿いまして、県内畜産業への影響を試算というところで、平成27年度の本県畜産業の産出額300億円をベースといたしまして、例えば、TPP11では4億円台から9億円台、日EU・EPAにおきましては2億円台から5億円程度の下落と出ております。また、日米貿易協定につきましては、まだ国のほうからきちんとした全国的な試算が出ておりませんので、それを踏まえまして、本県もまた急きょ算出したいというところで御理解を頂きたいと思っております。

そういう状況で、御承知のとおり、安価な輸入畜産物が増加することも想定されておきまして、肉牛とか豚を中心に県内畜産農家の競争力強化が求められるというところがございます。

本県につきましては、国が策定いたしました総合的なTPP等関連政策大綱の着実な実施に合わせまして、県独自で策定しました、とくしま畜産成長戦略を推進しているところでございます。

それで、阿波牛、阿波とん豚、阿波尾鶏などの輸入畜産物に打ち勝つ阿波畜産ブランドへの経営転換や生乳の低コスト生産、優良後継牛の確保などの酪農の経営改善を推進しています。また、ブランド力強化や品質向上と合わせまして、安全安心な畜産物生産が重要でございます。

それと、輸出に関しまして、勉強会の開催や輸出関連の情報提供をしてほしいなど、県内の畜産農家からの御意見、また御要望も踏まえまして、令和元年度重要施策に反映し、展開しているところでございます。

さらに、阿波尾鶏をはじめとする本県畜産ブランドにつきまして、販路拡大や海外の展開を見据えて、JGAP家畜・畜産物や高水準な飼養衛生管理が求められる農場HACCPの認証取得を推進し、これまで以上に国内外の消費者から選ばれるブランドとなるよう、生産者の積極的な取組を支援しているところでございます。

今後とも、生産現場の声もお聞きしながら、グローバル化の対策をしっかりと講じまして、意欲ある生産者の経営体質と競争力の強化につなげまして、畜産業が夢と希望が持てる魅力ある産業となるように積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

国のほうの畜産に対する影響がどのぐらい出て、どんな対策をどうされるのかということがまだ出ていないということでございますので、ここで細かいことを言っても仕方ない

とは思いますが話なのですけれども、やはり県としてできる最高のことをやっていただきたいと思います。

今、TPPとEPAだけで、300億円に対して最低6億円、最高14億円の影響が出るということです。飼料も値上がりしていて、かつ畜産に従事する方も人口減ということ、もう一つ、産業になかなか加わっていかないということもあって、人件費の高止まりというものがあると思うので、決して今の状況は追い風の形になっていない。そんな中で、更に日米貿易協定ということですので、鴻野課長におっしゃっていただいたことは全てそのとおりだと思います。ただ、そのような中で、早めに心配事をどう解決したらいいのかという議論を生産者、流通、行政の間でしっかりやっていただきたいと思います。

この令和2年度に向けた農林水産部の施策の基本方針は全て大事なことなのですが、今、一番危機感があるのは、日米貿易協定ができた中で一番影響を受けるのは畜産であるというふうなことが広く言われていますから、このことを丁寧に早くいい方法を考えていただきたいということを要望して終わります。

山西委員

私からは、2点お尋ねいたします。

まず、徳島木のおもちゃ美術館についてお尋ねいたします。

9月の事前委員会で質問させていただき、子育て世代が利用しやすく、徳島ならではの施設にするよう提案をしたところであります。

このような中、今議会において、我が会派の岩丸議員が代表質問で質問させていただいて、知事から、あすたむらんど徳島四季彩館において整備するという答弁があり、先ほど部長からも説明があったところであります。

東京おもちゃ美術館は、赤ちゃん連れの子育て世代が安心して楽しめる施設としてにぎわっているようですが、徳島木のおもちゃ美術館は、どのような機能を持たせようとしているのか、現状、お答えいただける範囲でお尋ねいたしたいと思います。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま山西委員より、徳島木のおもちゃ美術館にはどのような機能を持たせるのかといった御質問を頂いております。

まず、東京おもちゃ美術館のお話が出ましたので、東京おもちゃ美術館は、館内に展示されました木のおもちゃに触れ、遊ぶことができる体験型ミュージアムでございます。また、木育広場ですとか、おもちゃ工房、企画展示、おもちゃの販売施設があるなど、様々なおもちゃに関する施設が整備されてございます。

徳島木のおもちゃ美術館におきましては、東京おもちゃ美術館の機能に加えまして、県産材の製品や県産材のおもちゃをふんだんに配備いたしまして、徳島の木によってもたらされてきました文化や伝統が体感でき、県内の木に携わる方々が参画いたしまして、特にシニアの方にその技術を生かして活躍していただくなど、徳島ならではの施設を目指したいと考えております。

具体的な機能としましては、空間全体に徳島すぎをふんだんに使用しまして、シンボリックな木の施設にしたいと考えております。また、VRでの仮想空間を体験することで、林

業や大工などの職業体験を行いますとか、あと木造住宅に住んでみて、どんな実感が湧くかというようなことも体験していただけるようなものを作りたいと考えております。

また、県内に20か所設置してございます、すぎの子木育広場をはじめといたします、県内の様々な木育関連施設と連携いたしまして、木育体験ツアーを企画するなど、様々な企画展示を展開することで、徳島ならではの魅力ある木の美術館として整備いたしまして、生活の中で木を利用していただく方を増やしていきたいと考えております。

山西委員

知事から本会議で、あすたむらんど徳島四季彩館に決定するというので答弁がありましたけれども、場所の選定について、あすたむらんど徳島に至った理由をもう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、場所の選定理由を詳しく教えてほしいということで御質問を頂いております。

現在、基本構想を策定するに当たりまして、県内の様々な分野の専門の方で構成いたします、専門タスクフォースにおきまして、施設の在り方について御意見を頂くため検討していただいております。この中で、去る11月29日に施設の基本コンセプトですとか内容、機能、整備場所についての中間取りまとめの意見書が提出されまして、整備場所につきましては、あすたむらんど徳島の四季彩館が最適であるとの御意見を頂いております。

この意見書を踏まえまして、整備場所につきましては、県有施設の既存ストックを有効活用することを基本といたしまして、津波浸水被害の心配がなく、来場者の安全安心が確保され、おもちゃ美術館として必要な施設の規模ですとか、広大な駐車場を有する、高速道路や公共交通機関などのアクセスの良さ、また、毎年秋にあすたむらんど徳島で実施しております木づかいフェアの開催で木使いの拠点として多くの方に認知されているといったことを勘案しまして、あすたむらんど徳島の四季彩館で整備することといたしました。

山西委員

個人的な話で恐縮ですが、しょっちゅう子供を連れてあすたむらんど徳島に行っておりまして、非常に熟知しております。

あすたむらんど徳島の既存の施設、いろいろありますけれども、既存施設と今回の木のおもちゃ美術館とを整備することで、やはり相乗効果を生んでいけないといけないと思うのです。この相乗効果について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、あすたむらんど徳島において、どのような相乗効果をもたらすのかといった御質問を頂いております。

あすたむらんど徳島は、毎年40万人を超える方が県内外から訪れております。

そこで、この度、新たに徳島の木を丸ごと体感できる木のおもちゃ美術館ができるということで、赤ちゃんからシニア世代まで幅広い世代の方々が訪れ、更なるにぎわいが創出

できるものと考えております。また、木のおもちゃ美術館としましては、四国や関西地方では初となりますため、あすたむらんど徳島は藍住インターチェンジからも近く、板野インターチェンジやJR板野駅からも5分程度ということで場所にも恵まれているということから、県内をはじめ四国の他県や関西方面からの来場者も期待できると考えております。

さらに、園内の科学館などのほかの施設や隣接しています徳島スポーツビレッジとも合わせまして、来場者が、そのエリアに来れば1日中滞在できるというような、家族で来ていただけるような施設になることが期待されると考えております。

山西委員

あすたむらんど徳島に行き駐車場を見ると、徳島ナンバーはもちろん多いのですが、県外ナンバーが非常に多い。つまり県外からあすたむらんど徳島においでいただいている方もいらっしゃると思うのです。

先ほど、ほかの委員からお話があったように、これからの徳島の林業を考えたときに、木のすばらしさをどういうふうにご子供たちに伝えていくかという意味では、長いスパンで考えると非常に重要な拠点施設になると期待をしております。

ただ、あすたむらんど徳島に子供を連れていきますと、乳幼児をはじめ小さなお子さんがいらっしゃる御家庭については、これまでは遊ぶ場所が限られてきたと。そこで、雨天時を考えたときに、この木のおもちゃ美術館というのは非常に有意義だというふうに思います。今回このような中で、あすたむらんど徳島四季彩館に整備をするということで、安全で安心して木に触れ、学び、遊ぶことができる徳島木のおもちゃ美術館が整備されることは、子供の年齢に開きがあっても、皆さんで楽しんでいただけるというふうに思います。

今後、徳島らしい美術館になるように期待をしておりますので、やはり多くの方の意見を聞いて、本当にすばらしい、内容の充実したものになるように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それからあきさかりのことですが、先ほど長期的な視点で寺井委員から御指摘がありましたけれども、短期的な視点で少しお尋ねをしたいと思います。

順調にあきさかりの作付けが拡大しておりまして、県推奨品種あきさかりの種子の確保状況でございますが、まず、主要農作物種子に関連して、昨年4月に主要農作物種子法が廃止されたところでありますが、この種子法廃止後、県では稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱を定め、引き続き優良な種子の安定供給に取り組むというところであります。この要綱について、県の役割、立ち位置をお尋ねしたいと思います。

山本経営推進課長

ただいま山西委員から、種子生産実施要綱に係る県の役割について御質問を頂きました。

水稻生産の基礎となります優良な種子の確保は水田農業の振興に不可欠でございます。このため県では、昨年4月の主要農作物種子法の廃止に伴いまして、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱などの関係規程を平成30年4月1日付けで改定いたしまして、旧種

子法に準じて、引き続き県の役割を果たしているところでございます。

主な県の役割でございますが、これは種子法に準じて、まず、どれだけの種子を生産して現場に供給していくかという種子生産計画の策定、奨励品種の決定、種子の元になります原種、その原種の元になります原原種の生産、実際に種子生産農家のほうで作られたほ場の審査、それからできあがった種子の発芽率等を調べる生産物審査及び証明書の交付、こういったことを引き続き実施しているところでございます。

こうした取組とともに、県米麦協会それからJA全農とくしまとの連携によりまして、需要に応じた優良種子の確保や安定供給に努めているところでございます。

山西委員

先ほど御答弁いただいたように、県米麦協会は種子確保に関連して具体的にどのような役割を担っているのかということの一つお尋ねしたいのと、また優良な種子確保に向け種子産地ではどのような対応をしているのか、この2点についてお尋ねします。

山本経営推進課長

今、お答えいたしました県米麦協会の主な役割、それから優良な種子確保に向けて県内の主産地での取組、どのようなことをしているのかという御質問を頂きました。

先ほど申し上げました、県米麦協会は、JA全農とくしまとかJA中央会、米・麦・大豆の集出荷組合、それから種子生産組合などで構成しておりまして、優良種子の確保、供給のほか、県が行います種子生産計画の策定に当たっての需要や供給に対する要望、JA等が算定いたします種子価格に関する指標の情報提供、それから種子が生産者のほうへ配られたときに種子の残量というのがどうしても出るのですが、その残量処理とか事故処理、発芽不良等が起こったときの対応、そういったために基金の運営などを行っております。

また、もう一つの質問、優良な種子確保に向けた県内の主産地の取組でございますが、優良種子につきましては、県外の種子産地であります富山県とか福井県などで生産しているほか、県内唯一の種子産地でございます美馬市にあるJA美馬のほうにおいて、あきさかりなどの作付け拡大を見据えて、本年8月に県単独事業を活用して、光選別機や比重選別機などで、納入された種もみをきれいに選別していくことによって、品質の高い種もみを供給していこうと。こういった種もみの調整作業の高度化とか処理の効率化を図ることを目的に、種子センターとして機能強化を図ったところでございます。

山西委員

よく分かりました。そこで本題なのですが、以前、本年度のあきさかりの種子確保について、僅かながらになりますが必要量を満たさなかったというふうにお聞きしました。

このあたりは本当に難しいところでもあります。ただ生産者の要望に的確に応えるということも大事であって、このニーズを把握していくという作業は、しっかりとやっていただきたいというふうに思いますが、令和2年産に向けた種子確保状況についてお尋ねしたいと思います。

山本経営推進課長

ただいま、あきさかりの種子確保につきまして令和2年産の確保状況について御質問を頂きました。

あきさかりにつきましては、作付け拡大に伴いまして、当然種子の需要も大幅に増加してございます。こういった動きがあるところから、平成30年産から県内の種子産地であります美馬市においてもあきさかりの本格採種を始めております。それとともに、福井県への委託によって必要な種子確保を行っているところでございます。

令和2年産米の種子需要量につきましては、現在、JA全農とくしまや県米麦協会に取りまとめを行っているところでございますが、県内産、県外産を合わせて本年産需要量が61トンでございましたが、この5割増しとなる89トンの種子確保を行っております。

県といたしましては、引き続き、あきさかりの作付け拡大状況の情報を十分把握いたしまして、県米麦協会やJA全農とくしまとの密接な連携の下、的確な需要量の把握に努めまして、過不足が出ないよう適切な調整・供給に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

ありがとうございました。生産者の要望に的確に対応していただけるように、種子確保をしっかりと努めていただきますようお願いをして、終わりたいと思います。

仁木委員

私からは二、三点お伺いさせていただきたいと思っております。

まず1点目につきましては、JGAP・HACCPの認証のことについてなのですが、基本方針の中のⅢ、マーケットを「拓く」というところにもございますけれども、高付加価値またグローバルの展開ということで、輸出の促進等々が載っております。

先ほどの黒崎委員の御質問にもありましたように、今後、輸出促進による外貨の獲得という県内の生産品の販路拡大というのは非常に大事なものになってくると思います。

今後、東南アジアを中心としたアジア圏を輸出の対象国として県のほうも認識されているということでもありますけれども、この中で、徳島県は上海事務所がございますから、上海事務所を基点として相手国のニーズの調査であったり、また支払の仕方、精算の仕方の状況について調査をしていただきたいという旨を、昨日の商工労働観光部関係の委員会でも質問して、要望させていただいたわけなのです。

この件につきまして、部局をまたいでいると思いますから、両部局で御協議いただいて、決済の方法とかは国によって違うと思いますから、そういった市場調査・ニーズ調査を行っていただきたいと思うのですが、そのことについて農林水産部のほうからもコメントを頂ければと思います。

多田輸出・六次化推進室長

ただいま仁木委員のほうから、輸出に関する取組につきまして御質問を頂戴いたしました。

農林水産部におきましては、平成25年度にとくしま農林水産物等海外輸出戦略を作りまして、輸出の拡大に取り組んでいるところでございまして、現在12.9億円に上がっている

ところを、今後は30億円まで伸ばしていく上におきましても、商工労働観光部との連携は非常に重要になるというふうに考えてございますので、上海事務所並びに国際化、インバウンドの関係のセクションとも連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

仁木委員

上海事務所が作られた経緯からいたしましたら、中国のほうへ県内企業が進出していく状況を見つつ、完了する前ぐらいに上海事務所を作られたというようなタイミングでございました。進出していった企業は企業努力でできていたわけなのですけれども、生産者というのは御自分の企業努力だけで相手国のニーズなり市場なりの調査というのはなかなかし難い部分がございます。

本県においては、上海にアジアの拠点とした事務所を設置されていますから、ここを是非とも活用していただいて、今までは会社の進出等々でありましたけれども、生産者の消費をする輸出をするという立場に立っていただいて、いろんな調査機能を使っていたかと思っておりますので、その点、うったてとしてよろしくお願ひしたいと思います。

それに関連して、まずはGAPのほうから参りたいと思っておりますけれども、畜産GAPとか農場HACCPとか先ほどございましたが、県内の取組の状況についてお聞かせいただければと思います。

鴻野畜産振興課長

ただいま、仁木委員からの県内の畜産GAP、また農場HACCPの取組の状況についての御質問でございます。

御承知のとおり、経済のグローバル化が急速に進展する中、畜産を取り巻く環境は、今後厳しい国際競争に立ち向かう新たな局面を迎えております。反面、本県の畜産物を海外に積極的に輸出する絶好の好機でございまして、持続可能性に配慮いたしました畜産物の調達基準として注目が集まっております畜産GAPや、先ほどおっしゃられました農場HACCP、またハラル対応など、国内外で評価される認証等を活用しまして、競争力強化につながる取組を進める必要があると考えております。

こうした状況におきまして、国が平成29年3月に畜産GAPの基準書を公表いたしましたので、それ以降、県といたしまして、農場HACCPまた畜産GAPの認証取得を早急に進めるための指導員なり審査員を養成・確保しながら、積極的に畜産生産者を支援してきたところでございます。

現在、県内におけます畜産経営体の認証取得状況でございますが、先ほどの農場HACCPにつきましては肉用牛で1経営体、また21年連続地鶏出荷羽数日本一を誇る阿波尾鶏を含めます肉用鶏部門につきましては3経営体ということで、合計4経営体で認証取得している状況でございます。あわせて、畜産GAPにつきましても中国四国地域の他県に先駆けまして、本県は認証取得の取組を強力に進めているところでございまして、肉用牛分野では中国四国地域で、唯一本県の3経営体のみが認証を取得しているところでございます。

仁木委員

事前委員会でも申し上げましたけれども、GAPというのは始まったばかりだということもありますけれども、取得するのに対して、設備等々でもいろいろと企業が努力しなければならないことがたくさんございまして、その上において手順書等々にのっとりて文書化していくというような非常に手間が掛かるようなことをしながら、認証取得に向けていかなければならないというようなところでございます。

全国では、認証を受けられている所というのは60経営体ぐらいでしたか。この辺、数字は結構なのですけれども、100経営体もない中で本県には3経営体いらっしゃるというようなところでございまして、率としてはいい率なのですけれども、GAPの推進について、ここからもう少し本腰を入れていただきたいという事項がございまして、

今、とくしま三ツ星ビーフという非常にいいブランドを作られておりますけれども、このとくしま三ツ星ビーフの三つの要件について御説明いただければと思います。

鴻野畜産振興課長

先ほどの仁木委員からのとくしま三ツ星ビーフの要件というところでございます。

肉用牛のブランドの定義としては、全国で初めてJGAP家畜・畜産物の認証取得を必須条件ということで盛り込んでおります。このとくしま三ツ星ビーフにつきましては、徳島育ちの牛ということに加えて、先ほどのJGAPの認証取得を兼ね備えた牛、それから高品質な枝肉ということでそれぞれ和牛と交雑種に分けておりますけれども、そちらにつきましても肉質等級が幾らかとあったところを認定要件として定めておりまして、その3要件を全て満たした牛肉をとくしま三ツ星ビーフと認定しているところでございます。

仁木委員

今、課長から御答弁いただきましたけれども、徳島育ちであって、高品質であって、そしてJGAPの認証を取得しているということが土台となった、とくしま三ツ星ビーフだと。この3要件を満たしていなかったら、とくしま三ツ星ビーフにならないという、徳島県が作っているブランドだと思うのです。松阪牛とか近江牛とかありますけれども、これはそこで育った牛であって、高品質であるまでなわけです。

JGAPをその要件、土台の中の一つに入っているというのは、全国初ではないかなと思うのですけれども、この件についてはどうでしょうか、確認をお願いします。

鴻野畜産振興課長

仁木委員からのJGAPというのは全国で初めてではないかということでございますけれども、御存じのとおり、全国で初というところでございます。

仁木委員

ここからなのですけれども、今、県が主体となって非常に高付加価値の付くブランドを作れているわけですね。作れているというか、スタートするラインまで来られているわけなのですけれども、JGAPの取得経営体が、今のところ肉用牛であったら3経営体。見込

みもあると思うのですけれども、JGAPの認証を今後取得されるであろうという、今いろいろと進められているというようなところも入れて、大体で結構なので見込み数がどれぐらいあるか分かりますか。

鴻野畜産振興課長

見込みというところでございますけれども、事前委員会でも御説明しましたけれども、現在、本県独自のGAPの講習会を開催しております。こちらにつきまして、GAPを取得しようと考えているような方々がございまして、現在のところお集まり願っている方が何人かありますけれども、まだ本意が定かでございますので、数字については差し控えさせていただきますと有り難いところでございます。

仁木委員

数字までは結構ですけれども、今、確実に取られているのが3経営体でありますけれども、今後、来年度、再来年度に向けていったら、これも計画的に取っていかねばならないと思っています。10経営体を超えて取っていかねばならないところなのですけれども、肉用牛関係で肥育等々をされている所というのは、県内で120か所から130か所ぐらいかと思うのですけれども、その中で、この全国初のブランドを確立させるためにどうしていくかということが非常に大事だと思うのです。ここで3社から10社とかだけで終わってしまったら、全国初のこのいいブランドが継続されなかったら、困ってしまうのではないかと思います。

ここで一番大事なのが、戻ってまいりますけれども、JGAPのところです。

徳島生まれ・徳島育ちの肉用牛であれば、また高品質であってもどうにか努力できるでしょう。ただ、JGAPについては認証がありますから、認証を取るためにどうしていくかということが非常に大事であると思っております。

事前委員会では、農業関係についてはJGAPの認証取得についてどれぐらいの支援をされているのかという質問をさせていただきました。そうしたら、50万円から100万円の支援がありますという話だったのですけれども、畜産については指導員の研修とかソフト面での支援が通例化されているということなのですけれども、この件について事前委員会でも申し上げましたけれども、何らかの補助金を繰り合わせて、畜産やその他の分についても農業関係と同等に支援をしていくことが必要ではないかと思うわけなのですけれども、その点、何かしら見繕えるものがありましたらお願いできればと思うのですが。

鴻野畜産振興課長

仁木委員からの畜産GAPを進めるに当たっての支援体制、取組支援というようなことについて、どのように対応しようとしているのかというところの御質問ではないかと思えます。

この点につきまして、経済のグローバル化に対応しました畜産業の持続的発展を図っていくためには、国内外から評価されます安全安心な畜産物の生産管理が強く求められておりまして、本県では畜産物の海外展開や生産構造の改革に向けて畜産GAP、また農場HACCPの普及拡大を更に進める必要があると考えております。

そのため、先ほども申し上げたところでございますけれども、平成29年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック食材の調達基準といたしまして畜産GAPが公表されると、本県におきまして早急に指導員・審査員の養成を開始し、農場の畜産GAP認証取得に向け積極的に支援しているところでございます。

また、御承知のとおり、経済のグローバル化の影響が最も大きい牛肉につきましては、今年度全国初となります、この畜産GAP認証取得を要件といたしました新たなプレミアムブランド認定制度であります、とくしま三ツ星ビーフを創設いたしましたところでございます。

今後、とくしま三ツ星ビーフのブランド力を強化していくためには、畜産GAPの推進が必要不可欠であるというところでございますので、国主催の指導員研修会を、中国四国地域で唯一でございますけれども、昨年度また今年度と2年連続で予算を確保しまして開催したところでございます。

さらに、今年度本県が独自に作成いたしました認証取得維持管理システムに基づきまして、各経営体の事情に応じました指導を実施するとともに、認証取得、維持管理をプロデュースできる人材の育成にも努めているところでございます。

これに加えまして、畜産GAPや農場HACCPの認証取得の共通の土台となります家畜衛生対策につきましては、家畜保健衛生所の各種事業の中で、徹底した防疫対策と飼養衛生管理の強化を図るとともに、先ほど委員から御質問のありましたハード整備、畜舎などの施設整備につきましては、国の畜産クラスター事業というものがございますが、そういった事業や本県独自の県単事業、補助事業などを最大限活用するように促しながら、今後とも認証取得のような安全安心な本県畜産物や競争力の強化につながる取組をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

仁木委員

ありがとうございます。課長の中ではそれぐらいしか、しかと言ったら失礼ですけども、それぐらいにとどめなければならないかと思うのですけれども、農業関係で言いましたも未来創造基金の活用とかをされていると思います。畜産もほかの農林水産も同じだと思いますので、そちらを活用していただいたり、畜産クラスターもありますけれども、そういった部分でも、今、御答弁があったようなところでお願いできればと思います。

なぜ今までの議論をさせていただいたかと言いましたら、徳島県において、畜産に限ってはJGAPだけの推進ではないと思うのです。JGAPを推進するということが目的ではないという認識を持っていただきたいと思います。

県が独自でとくしま三ツ星ビーフというブランドを作っているのだから、これを確立することが目的であって、確立することによってJGAPが普及促進されていくということなのです。他府県の畜産であればJGAPを推進していけばいいと、それは企業が努力していった必要だと思ったら、その企業がそれを利用していくような格好でいいのでしょうか。徳島においては、とくしま三ツ星ビーフというブランドを県が作っているのだから、これをまず確立することを一番の目的に持っていただきたい。

とくしま三ツ星ビーフの要件がJGAPなのだから、その後にJGAPの促進をどうしていくかということを考えなければならないと思っております。このことについて、最後

に御答弁いただければと思います。

鴻野畜産振興課長

委員から、県がまずはブランドの確立に取り組んでそれからGAPというところで、今後どのように取り組んでいくのかというような御質問であったかと思えます。

この点、本県畜産業の活性化を図っていくために、安全安心な畜産物の生産や畜産ブランドの高付加価値化を進めることが本当に重要であると認識しております。

委員御承知のとおり、今年度、とくしま三ツ星ビーフの認定制度を県が創設いたしまして、制度の積極的な運用を通じまして、県産牛肉の認知度向上を図っていくとともに、全国に先駆けまして、本県で整備しましたハラール専用食肉処理施設等を最大限活用いたしまして海外展開を推進してまいります。

また、全国で初めて地鶏肉JASの認証を取得し、本県のリーディングブランドであります阿波尾鶏、これにつきましても香港への輸出が着実に増加しているというような状況を踏まえまして、本年3月には、この農場につきましても農場HACCP認証を取得したところでございます。

このような取組等々も踏まえまして、国内外から評価される安全安心な本県畜産物を確立するとともに、海外市場に関する情報収集、更にはSNS等の情報発信ツールを活用いたしました認知度向上や魅力発信など、販路拡大や輸出の推進に向けた取組を加速化させながら、今後とも競争力の高い持続可能な畜産業の実現に向けまして、国への政策提言等も行っていくとともに、とくしま畜産成長戦略をしっかりと推進することで、海外市場を視野に入れました足腰の強いもうかる畜産業を確立してまいりたいというところでございます。

仁木委員

とくしま三ツ星ビーフを確立するということからJGAPというような流れだと思っているということを、私は申し上げております。1期目の議員で恐縮なのですけれども、このとくしま三ツ星ビーフを確立するということについての意気込みを部長に頂ければと思います。部長でなくとも結構ですけれども、お願いします。

手塚農林水産部長

仁木委員のほうから、とくしま三ツ星ビーフを確立することに向けての意気込みということで御質問を頂きました。

おっしゃるとおり、日EU・EPA、TPP11、それから今度はTAGがもうすぐ発効するということで、経済がグローバル化しておりまして、特に畜産関係におきましては、そのグローバル化の影響を大きく受けるのではないかと考えております。

そういうところで、言葉は悪いのですけれども、県内の畜産業者が生き残れるように、県として業界と一緒にあって、とくしま三ツ星ビーフ認定制度というのを作ったところでございます。畜産業が生き残り、元気な産業として成長するために事業者がする部分、県がする部分があって、その中で県としてどこまで応援できるのか、事業者の自助努力をどこまで頂くのか、そういう役割分担もあると思えます。

畜産業界が発展していくために一緒になってそういう制度を作ったわけですから、制度の振興において、その要件でありますJGAPにつきましても、事業者と県との役割分担の中で、どこまで応援できるのか問われておりますけれども、そのあたりも前向きに行くように考えて、既存の制度も活用しながら、更にそれで足りなければ国への政策提言、それから県での事業についても検討しながら、とくしま三ツ星ビーフ制度の確立、またJGAPの推進がなされますようにやっていきたいと思っておりますので、また御指導なり御協力をよろしく願います。

仁木委員

ありがとうございました。是非とも、とくしま三ツ星ビーフというのは普及もしていないですし、確立も仕切っていない。3経営体では、まだまだです。見込みで言ったら10社ぐらいあるのかなと思っておりますけれども、これも早急に、とくしま三ツ星ビーフというブランドをしっかりと確立していただきたいと思っております。このままずるずると、とくしま三ツ星ビーフとは何だったかみたいな感じにならないように、全国初ですから、これを生かして徳島の宝にしていただきたいと思います。

最後に一言ですけれども、とくしま三ツ星ビーフの表記で、英字体で「TOKUSHIMA MITSUBOSHI BEEF」という表記で資料の中に載っています。国内ではこれでいいと思っておりますけれど、海外販路を見越した場合の表記は、やはり和牛というのが一番ではないかなと思うのです。これ書かせてもらいましたけど「WAGYU」と。例えばなのですけれども、この前に「A」を付けたら「AWAGYU」になるのです。「A」でハイフンを付けたら、Aランクの和牛みたいな感じになりますよね。

海外販路のときのとくしま三ツ星ビーフというのは、阿波牛三ツ星ビーフでもいいのかなと思うのですよ。だから、海外戦略も踏まえていくのであれば、とくしま三ツ星ビーフをまず確立した上で、もう一つの海外版の表記は「A-WAGYU MITSUBOSHI BEEF」とかね。そういうほうが海外の方からしたらいいかも知れない、両方の表記でいくのもいいかも知れないと思っておりますから、その点を御検討いただければと思います。

また、とくしま三ツ星ビーフという商標は取られているのかということも気になるのですけれども、取られていなければ取っていただいて、もしよろしければ「A-WAGYU」というのも協議いただければと思いますので、その点よろしくお願いを申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第4号，議案第5号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時11分）